

令和元年度第5回市民活動センター評価委員会 摘録

日 時：令和元年9月11日（水）10：00～12：00

場 所：京都市役所西庁舎3階 第1会議室

出席者：

（委員，敬称略）吉田 忠彦（近畿大学教授）＜委員長＞

中井 歩（京都産業大学教授）＜副委員長＞

伊豆田千加（特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場理事長）

重野亜久里（特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表）

土江田雅史（公認会計士）

※ 鈴木委員は欠席

（事務局）京都市文化市民局地域自治推進室

地域自治推進室長 猪田 和宏

市民活動支援課長 川瀬 清一郎

担当係長 坂口 景章

担当 岩雲 千夏

傍聴者：2名

取材者：1名

議 題：・いきいき市民活動センターの在り方検討に係る調査の進捗状況について

・いきいき市民活動センターの在り方検討について

開催概要

1 開 会

2 議 事

（1）いきいき市民活動センターの在り方検討に係る調査の進捗状況について

いきいき市民活動センターの在り方検討に係る各調査の進捗状況について，事務局から説明を行った（運営状況に関する資料については，現時点での案を提示）。

（委員）

各センターの施設運営に関する資料については，こういった情報を総括的に見ることがなかったため，概括的に捉えやすい。収支状況に大きく差がある（黒字の）センターもあるが，これは支出を抑えながらも高い満足度を獲得しているとも言えるし，あまり金を使っていないという両方の評価ができる。私はどちらかといえば前者の考えで努力を評価したいと思う。

また，各センターの周辺状況を含めた地域性として，岡崎・東山・左京東部・左京西部などは非常に近接したところにあるため，統合等の可能性もあると思う。市の経済状況ももちろんだが，各センターの利用者増に向けた努力も勘案して方針を考えなくてはならない。

（委員）

周辺の類似施設は，どこが設置・所管しているのか分かればよい。

(委員)

下京いきいき市民活動センター第2サロンの廃止は、どういった事情からであったか。

(事務局)

第2サロンは塩小路河原町の南西側に位置し、市立芸術大学移転に伴い廃止するものである。

(委員)

運営状況欄の収支状況には、自主事業に関する収支も含まれるのか。

(事務局)

含まれている。自主事業に係る費用に関しては、指定管理委託料から支出をしている。

(委員)

周辺の類似施設について、福祉事業所が含まれている場合とそうでない場合があるが、どういった基準で掲載しているのか。

(事務局)

いきセンの半径2km圏内で会議室等の貸出しを行っている施設を掲載している。

(2) いきいき市民活動センターの在り方検討について

いきいき市民活動センターの在り方に関し、評価委員会において検討する内容（昨年度の諮問内容）及び今後のスケジュール等について、事務局から説明を行った。

(委員)

現在、用意していただいている資料の他に必要なデータ等（表記方法の提案も含む。）がある場合は、追加資料として提供していただけるのか。また、いつ頃用意できそうか。

(事務局)

内容をお聞きしたうえで検討し、次回又は次々回の委員会にて回答させていただく。

(委員)

本日配布された資料を含め、電子データで頂くことは可能か。また、そのデータ上の数値等を編集し、別途状況分析の資料を作成しても問題ないか。

(事務局)

委員会において配布している資料は、公開されているものであることから、電子データでお渡しすることは差し支えない。

(委員)

「高齢者ふれあいサロン」という名称を変える必要があるのではないかと考えている。最近では、子ども食堂などサロンを親子で利用するイベントもあり、より地域に開放された施設となるようなネーミングを在り方検討の中で考えたいと思っている。サロンの利用件数というのは、高齢者だけに限られているのか。

(委員)

以前に、サロンに関しては、利用目的の段階で限定があると聞いた。

(事務局)

年齢による利用制限を設けているわけではないが、サロンは「高齢者の憩いの場」として供用しているものであり、主な利用者は高齢者となっている。

(委員)

在り方検討に係る調査業務については、調査結果に対する考察などがされるのか。

(事務局)

調査結果を分析し、結果から導かれる課題と解決手法について委託業者から提示してもらうこととしている。

(委員)

岡崎いきセンと久世いきセンに関しては、立地場所の人口は似ているが利用状況(利用件数・稼働率)が大きく異なる。これは、施設へのアクセスなどの土地建物に対する価値が影響している可能性もあるため、土地建物の評価額や利用可能面積などを組み合わせるなどにより、同じフィルターにかけて稼働率の比較・分析を行うべきではないか。その結果によっては、現在の使用料(会議室100円/時間)の設定についても妥当かどうかの判断ができる。

(委員)

使用料についても、各いきセンの利用価値と利用状況を掛け合わせて分析を行い、設定すべきではないか。例えば、下京いきセンは駅からのアクセスも良く、利用価値が高いように見える一方で、利用状況が低いように感じる。

(委員)

路線価も参考にすべきだろう。立地にかかわらず貸館使用料が一律というのもどうなのか。

(委員)

指定管理料の算出はどのように行っているのか。施設面積や利用頻度は勘案されているのか。

(事務局)

指定管理料の算定に当たっては、施設に配置する人員数、開館時間等から人件費を算出しており、立地条件による差はない。センターに関しては常時2名、別棟にサロンがある場合は加えて1名を常時配置している。また、施設の規模や設備内容によって光熱水費や建物の管理的経費などを算出している。

(委員)

これまで、市民活動活性化事業などのソフト面の評価を行ってきたが、貸館事業の状況を見ると、南部地域の稼働率が非常に厳しい。北部に比べてアクセスが悪く、その中でも上鳥羽北部・上鳥羽南部・久世いきセンの稼働率が対人口比で10%を下回っている。市民活動の拠点として必要なのはわかるが、少なくとも今の活用方法では使いにくいという状況が利用件数や稼働率の数字に表れている。同規模で同じ活用方法の施設が必要か、求められているのかについても議論が必要ではないか。

指定管理者へのヒアリングにおいて、利用件数が低迷する原因についても聞いてみてはどうか。

(委員)

資料に掲載の人口は当該地域に在住の人口であるため、人口比を考えるに当たっては、中間人口や交流人口も勘案する必要がある。そもそも、これまでの転用の経過として、既存施設の有効活用という観点から、現在の13施設となっているが、今後も北いきセンのように、移転等に際し同じ施設を整備してまで再生産していく必要があるかについては議論すべきだ。

(委員)

知名度が低いということもあるのではないか。

(委員)

市民活動活性化事業に関しては、京都市の予算から事業費が支出されている。活性化事業で実施された盆踊り等により活性化した地域もあるが、一方でいきセンのない地域は同様の事業

を自らの負担で実施しているのでは。

(委員)

場合によっては、地域間において不公平が生じていると捉えられるのではないか。

(委員)

指定管理料として京都市が支出する総額は。また、その額は指定期間中、変わらないものか。運営努力により支出を削減しているという点も評価してあげたい。

(事務局)

全体で2.5億円/年である。指定期間中は同額であるが、次期の指定管理委託料の算定に当たっては、前回の収支状況を踏まえ見直しを行うため、どちらかというとならば、減額となる。

(委員)

活性化事業を積極的に実施しているいきセンでも、立地条件等が理由で貸館利用が少ないところもある。これまでの指定管理においては、活性化事業と貸館事業をセットにして運営していたが、いきセンによっては活性化事業を地域で実施してもらうようなことも考えられるか。

各いきセンを視察する中で、未活用スペースがいくつか見受けられた。稼働率向上のために配置する人員や稼働させる諸室の数を減らしたということであれば、もったいなく感じる。施設運営として活性化事業と貸館事業をセットにすることが厳しいというのであれば、いきセンとして貸館事業に特化し、未活用スペースは地域に還元するなど再活用方法を検討できないか。地域の集会所としての利用も考えられる。市民活動での利用が少ないところは、福祉、教育、観光などの分野での利用も含めた再活用を考えるべきである。そのうえで、市民活動が活発な地域のいきセンには活性化事業にも取り組んでもらうという形はどうか。

施設の運営には市の予算を投じていることもあり、税金を投じてその地域に特化した事業の実施だけでは限界がある。やはり施設を利用していただかないことにはなかなか評価が難しい。

(委員)

市民活動センターというと、法人の活動支援を行うイメージ（市民活動総合センターのランチの要素）が強いが、現在はサークル活動や文化活動などにも広く利用されており、集会所的な位置付けにもなっている。

(委員)

市民活動は、NPO法人が行うものだけではなく地域の活動もある。一方で、いきセンによっては稼働する諸室を減らしても運営が厳しいところもある。地域によっては集会所にするなど指定管理とは異なる運営も考えられる。活動拠点としての重要性は認識のうえで、貸館施設、市民活動支援機能、地域の集会所としての使用など、仕様の見直しを行っていくべきではないか。

(委員)

まちづくりを行う団体がいきセンの建物を借受けし、持続可能な範囲での事業等を実施するという形もある。市として運営し続けるかどうかも含めた施設の在り方を検討するべき。公共施設としての運用ルールを前提をなくして、民間企業への貸付けや半官半民等による運営で持続可能な地域活動を行っていくことも視野に入れては。

(委員)

京都市において集会所の取扱いはどうなっているのか。いきセンは市の土地建物であり、地域に長期の貸付けを行うことはできるのか。

(事務局)

集会所については地域において所有し、運営してもらっている。新築・改修に関しては市の補助制度がある（新築上限800万円／改修上限400万円）。集会所を置くこととなった経過によっては、市の土地にあるものや、長期貸付けを行っているもの、宅地開発に伴い置かれたものが寄附されたという例もある。

(委員)

国際マンガミュージアムにも貸会議室があるが、市の跡地活用であることもあり、自治会が優先的に使用している実態がある。地域団体でないところが運営していても地域とのつながりを持ち続ける方法があるのではないか。

(委員)

交通アクセスが良いところに関しては、現行のいきセンとしてより運営努力をしてもらい、悪いところに関しては地域の人に使ってもらおうといった、一律横並びではなく地域に応じて分けられた運用をすることも考えられるか。

(委員)

加えて、今の時代に合った運営方法という視点も必要であると考えます。

(委員)

五条にある京都リサーチパークのようなインキュベーション（事業の創出支援）施設としてビジネスも展開することにより、交流人口の増加も見込めるのではないか。

(委員)

料理室のあるいきセンに関しては、調理したものの販売や、料理教室の開催などにも活用すれば収支の均衡が図れるのでは。

(委員)

最近では、URでもリノベーションが自由に行えるなど、使い手がいない施設において柔軟な活用方法が展開されている。

(委員)

いきセンによっては、近隣に青少年活動センターがあり、貸館体系も類似している。北いきセンだと1.5km圏内にあり、料理室も音楽室もある。そういった周辺施設との比較も行い将来的な在り方の検討を行うべきである。

(委員)

隣保館からの既存施設を活用してきたが、類似施設の状況も踏まえていきセンに期待されるものを提供していくべき。

多目的ホールと体育館との区別に関して、これまで下京いきセンでは青少年活動センターに体育館として所管が移転し、北いきセンの小学校跡地への移転に際しては、講堂を多目的ホールとして整備し直している。今後、いきセンとして、体育館や多目的ホールといったスペースまで整備しておく必要があるのか。現在も多くの利用者からのニーズがあり、なくすことまではできないかもしれないが、位置づけの整理をすることも検討が必要ではないか。

また、いきセンがある地域では市民活動活性化事業として地域の行事等が行われているが、いきセンがない地区の地域活動との区別ができていないのではないか。

(委員)

地域体育館はどここの地区に設置されているのか。

(事務局)

各区に設置されているわけではない(設置の要望はある)。吉祥院体育館については、もともとコミセンの屋内体育施設であったが、面積等の関係で地域体育館に位置付けられたものである。

(委員)

いきセンがない行政区もあるが、これまで既存施設を有効活用していることもあり、今後の施設運営のために建て替えが必要となる場合も想定される。行政区間の機能的な公平性を確保できるのかという問題もある。

(委員)

行政区で見ればないところもあるが、例えば中京いきセンは右京区から近いという状況もある。

(委員)

在り方を検討するに当たり、民間企業への貸付けや半官半民での運営や施設の廃止などといった抜本的な提案は検討できるのか。施設の運営について京都市としての方針があるのであれば提示しておいてもらいたい。

(委員)

在り方の議論をどの範囲まで広げてよいかについては我々も気になっている。

次回の評価委員会において、京都市としての在り方検討に関する基本的な方針をお聞きしたい。そのうえで、行政区ごとの設置や増設、施設用途の区分などについても検討が可能なのであれば、周辺状況も踏まえて議論したい。

以上